

第7章 公害補償

§1 公害健康被害補償事業

本市の公害健康被害者対策は、「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」に基づき、昭和44年12月に大師・田島保健所管内を地域指定し、昭和45年1月から医療費を中心とする応急的な行政上の特別措置とした開始した。次いで「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する規則」に基づき昭和46年4月に川崎保健所管内（堤根を除く。）、昭和47年6月に幸保健所管内（日吉を除く。）及び堤根を地域指定し、救済を開始した。そして、昭和48年1月から「川崎市公害病認定患者療養生活補助費等助成条例」を適用し、制度の内容改善を図った。

一方、国による対策は、応急的な行政上の特別措置として昭和44年12月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が施行され、本市が先行指定した地域が、同法に基づく地域として順次指定された。

その後、民事責任をふまえた損害を填補する制度として「公害健康被害補償法」が昭和49年9月に創設されるにおよび、本市も同時に「川崎市公害健康被害補償条例」を施行した。これにより現行の補償体制が整った。

しかし、昭和62年9月公害健康被害補償法の一部が改正され、「公害健康被害の補償等に関する法律」となり、同年11月政令改正による地域指定の解除とともに、昭和63年3月1日から施行された。

表 289 疾病別被認定者数及び失効者数

平成18年度から各年度の疾病別被認定者数及び失効者数を表したものであり、各年度の被認定者数は、他の旧指定地域からの転入によるものである。なお、失効者数の内訳は、治ゆ、期間満了、否更新、死亡、転出による失効者の合計である。

	総 数		慢性気管支炎		気管支ぜん息		ぜん息性気管支炎		肺気しゅ	
	被認定者数	失効者数	被認定者数	失効者数	被認定者数	失効者数	被認定者数	失効者数	被認定者数	失効者数
累 計	5,988	4,232	1,092	930	4,281	2,692	433	433	182	177
平成 18 年度	3	87	－	10	3	77	－	－	－	－
19	1	46	－	13	1	32	－	－	－	1
20	8	55	－	13	8	41	－	－	－	1

資料：環境保健課

表 290 医学的検査受検者数

昭和63年3月1日より公害病被認定者の新規認定は行われていないが、3年に1回の認定更新及び1年に1回の等級の見直しを行っている。そのための医学的検査を川崎・横浜公害保健センター及び医療機関で実施している。

	受 検 者	肺 機 能	血 液	胸部X線 (大角)	胸部X線 (四つ切)	心 電 図	動脈血ガス 組成	経皮的動脈 血酸素飽和 度測定検査	喀 痰
総 数	1,815	1,609	574	828	－	426	280	56	17
新 規	－	－	－	－	－	－	－	－	－
更 新	576	514	574	565	－	166	83	11	17
見 直 し	1,239	1,095	－	263	－	260	197	45	－

注) 更新見直しは更新に含む。

資料：環境保健課